

三十三年の夏布も亦た未だ兌回を蒙らずして見^{げん}に庫に積む。中間に風耗し朽爛するの有りや無しや、積むこと久しく濕灰するを慮恐するに拠り、今、続いて一百匹を附し、前来して抵補す。耗を除き兌額は此れ原より歴年の恩典に係われれば、伏して乞う、査照して、今年の二百匹もて四百匹に湊成し一併に絹帛に兌換して齎回せしめんことを。朝廷の遠宇を柔するの意、外夷の恩典に沾^{あま}うの例、兩^{また}つながら失われざるに庶からん。此の為に、理として合に貴司に移咨して知会すべし。希わくは咨文の事理は逐一査照して帰国せしむるを伏して乞い、倭寇平定の情由は伏して乞う、題奏して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

万曆四十年（一六一二）正月 日

咨

注 (1) 勅諭 「〇一三二」。引用は「近ごろ」から注 (2) まで。

注は同項を参照。

(2) 等の情あり 注 (1) の引用の終り。

(3) 倭に入り 明から帰国した毛鳳儀らは、ただちに鹿児島島の尚寧のもとに報告に行った。

(4) 紫泥封 詔勅の封印。璽書が紫色の印泥を用いて封じられることに由来する。

(5) 瓜期 任期の終る時、交替の時期。

1-18-07

- (6) 三十九年：人船 この先遣の船は『明実録』万曆四十年七月己亥の条の、琉球国王の帰国を告げた使者栢寿・陳華らか。
- (7) 幫載 幫はくみ、仲間。くみわけして載せること。
- (8) 扣線結黒角甲 扣は結び目。扣線結は糸織。黒角は不詳。
- (9) 全六幅 六個で一そろい(護面一、胸掩一、手套一組、護腿一組)が二組、の意。幅は副(対)に同じ。
- (10) 湊成 一所に集める。
- (11) 正月 日 この時の符文「二六一七」は正月二十六日付である。

国王尚寧より布政司あて、王銀詐取の犯人を逮捕して銀を取り立てることを求める咨（一六一三、二、一一）

琉球国中山王尚（寧）、盜賊を急究する事の為にす。

切に以うに、蛇は頭由りして酖毒し、盜は罔に憑りて害を肆^はにす。該国は歳に職貢に循い、遣わすに定員有り。財副の設は、本より是れ銀を管す。能に因り任を授くるに、結確を詢らざれば、孰くんぞ敢えて管充せんや。原、栢寿を差^{つか}わし、銀面を管解して、倭の燬するを買い整えしむ。是れ百十の數に非ず、尚お千余に足る。身家の係わる所なれば監守防閑して夙夜懈るに匪^あざるは、理として必然たる所なるも、勢いは勉^とむるを待たず。但だ機の孽^あするを知るも、罔賂せられ、披肝を愛して飾偽せらる。情を抒^のぶるに、

夷人は性、直なるを仰みて計に陥りて籠せらる。拙きは坑に□□、□□□剺らる。畜だ囊を探りて物を取るは易きのみ。窃かに聞くに、見に□追し、恩□□造を蒙る。曲節は未だ情詳らかならず、弊織の方を欺くを恐るれば、俯聴せよ、請乞う、留神して電照し、玉石を明分し、真盜を艾きて以て亟やかに罩捏を追叩し、魁放せんことを。嘗て聞くに、鳥飛べば羽落つ。盜、王銀千余両を偷めば豈に賊跡無からんや。且つ天網恢恢なり。真盜も亦た、奚くんぞ能く漏脱せんや。此の為に、理として合に貴司に移咨して知会すべし。煩為わくは追究して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

万曆四十一年（一六一三）二月十一日

咨

注*王銀を詐取された事件につきその糾明を請う咨であるが、文章のもつてまわった表現は、事件に福建の官がからむためと思われる。なおこの時の符文（二六一一八）、執照（三二一一八）があり、また『明実録』万曆四十三年三月乙卯の条に、万曆四十一年に入貢してきた記述がある。

(1) 盜賊 盗みによって得た贓物。

(2) 酖毒 酖という鳥の羽にある猛毒をいい、その羽をひたした酒を飲めば死ぬという。ここでは、蛇は頭に毒がある、というほどの意味。

(3) 財副 王府の役職名では才府。貢船に乗り組み唐物買付の役目をする（『大百科』）。なお西川如見『華夷通商考』巻二にある「唐船役者」の中に「財副 荷物商売ノ日計算用ヲ主ドル者ナリ」とある。

(4) 結確 しつかりとして確実である。

(5) 當充 はかつて充てる。

(6) 栢寿 『明実録』万曆四十年七月己亥の条に栢寿らの入貢の事情に関する記事がある。なお（一八〇六）注（6）を参照。

(7) 身家 一家、一身（生命・財産などについていう）。

(8) 監守防閑 （よくないことを）防ぎ抑える。

(9) 夙夜 朝早くから夜おそくまで。

(10) 孽 ひこばえ。正しくないものやわざわいを生むこと。

(11) 披肝 心底をあらわす。

(12) 弊織 悪い役人のことか。

(13) 留神して電照 気をつけてごらんになる。

(14) 罩捏 虚構をおおいかくす。

1-18-08

国王尚寧より礼部あて、十年後の進貢を命ずる勅諭を受け、常貢の回復を請う咨（二六一四、九、二四）

琉球国中山王尚寧、開読して、電やかに斂弄を豁し歳貢を鑑納して以て孤危を拯い、以て毒寇を釐むるを籲天する事の為にす。